

一廃施設での廃プラ処理促す

産業廃棄物の搬入規制

環境省 廃止、緩和を求める

中国の輸入禁止を経験し国内に滞留する廃プラスチックの処理を進めるため環境省は20日、都道府県の一般廃棄物担当部長などに対し、「廃プラスチック類等にかかる処理の円滑化について」一通知し、一般廃棄物を所管する管内の市町村、一部事務組合への周知を求めた。既存の一般廃棄物処理施設を活用して、早期に廃プラスチックの国内処理を進める考えだ。通知では産業廃棄物の搬入規制の廃止、緩和の実施、廃止、緩和が困難な場合は手続きの合理化、迅速化を求めた。

（関連記事5面）

適正な処理料金徴収で 市町村の財政負担回避

同省が同日公表した「外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響評価等に関する調査結果（平成30年度下期）」では、東北地域、中部地域、関東地域の自治体で廃棄物基準違反や保管量が増加し、一部では改善命令の発出に至っている。また、民間処理事業者でも保管量の増加が見られるなど、環境省は廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事業が発生する懸念があるとし、今回の通知により、国内に滞留する廃プラスチックの円滑な処理を進める。

一般廃棄物処理施設の活用を促進することについて

一、成田清司廃棄物規制課長は、「産業・資源循環議員連盟が原田義昭環境相に廃プラスチック処理に関する通知を求めた。既存の一般廃棄物処理施設を活用して、早期に廃プラスチックの国内処理を進める考えだ。通知では産業廃棄物の搬入規制の廃止、緩和の実施、廃止、緩和が困難な場合は手続きの合理化、迅速化を求めた。」

理の防止のために搬入規制の廃止、搬入の緩和を求めたほか、これらの廃

止、緩和が困難な場合は手続きの合理化、迅速化を促した。さらに、排出事業者は廃プラスチック類の処理がひびいていることを周知するとともに、分別の徹底と適正な対価の支払いを求め、適正処理が確保されるように指導の強化を要望。

また、循環型社会形成推進交付金をはじめとした産業廃棄物処理施設に係る交付金を活用して、市町村が整備した一般廃棄物処理施設で廃プラスチックを受け入れる際は、所定要件を満たせば、国庫納付に供する条件を満たすに承認することになっていること（「財産処分通知（08年10月17日付）」を改めて）、排出事業者責任を勘案して処理料金が徴収されること、市町村に財政負担をかけないことや、処理料金については、業界の料金水準と同等にすることが考えられていた。